

第30回香川県子ども・子育て支援会議 会議記録

- 1 開催日時 令和7年11月10日（月） 13時30分～15時30分
- 2 開催場所 香川県庁12階 第1・2会議室
- 3 出席委員 相本委員、有澤委員、石原委員、植田委員、岡委員、岡本委員、越智委員、金倉委員、川崎委員、川西委員、日下委員、後藤委員、白井委員、白石委員、紫和委員、田中委員、中橋委員、西岡委員、前田委員、宮武委員、渡邊委員
計21名
(欠席 島村委員、杉本委員、為定委員、吉村委員)
25名中21名が出席し定足数を満たしており、本会議は有効に成立。
- 4 傍聴者 4名（定員10名）
- 5 議事
- 香川県こども計画（素案）
- (事務局) (香川県こども計画（素案）について、資料1に基づき説明。)
- (会長) まずは、第4の「Iこどものライフステージを切れ目なくサポート」のところからお伺いしたいと思うが、いかがか。事務局の説明を受けてのご意見や素案に関する修正、改善等が必要な箇所のご指摘等、についてご意見いただきたい。
- (委員) 57ページ「こどもが安全・安心に過ごせる居場所づくり」の現状と課題のところで3点申し上げたい。
まず、1つ目の○で、こどもの「居場所」とは、「遊んだり」「何もしなかったり」「好きなことをして」、この3つは並列なのか。並列であれば、「好きなことを『したり』して」となると思うし、「遊んだり」「何もしなかったり」と「好きなことをして」であれば、「遊んだり何もしなかったり『して』」という表現になるのではないかと思う。
- 2点目は、1つ目の○の2行目「関係性すべてが居場所に『なりえる』とともに」とあるが、口語的であるので、『なりうる』の方が適切かなと思った。
- 3点目は、2つ目の○の「『児童に』に健全な遊びや体験活動の場を提供して、『こどもたちの』健康を増進し、情操を豊かにするため、こどもが安心して集い遊べる場を確保する必要があります。また、『すべてのこどもが』放課後を安全・安心に過ごし…」について、『児童に』という言葉で始まっているが、次に『こどもたちの』、そして、最後は、『すべてのこどもが』となっており、この違いは何か意図されているのか。また、「すべてのこどもが放課後を」なっているが、そうなると、放課後に関する話になるので、少しご検討いただきたい。
- (事務局) 表記については、検討し、適切に修正する。あと『児童に』『こどもたち』『すべてのこどもが』の表記についても、あわせて考える。
- (会長) 「こども」の表記については、3ページの計画の対象のところで記載されており、「こども」

の定義について、本計画では原則ひらがなの「こども」と表記し、ただし以下の場合には「子ども」「児童」「生徒」「青少年」などを使い分けており、その下に少し区分があり、基本的にはここの表記であるが、県の方で検討いただきたい。

(委員) まず47ページの真ん中の少し下「特に、出生直後から…」の文章だが、1か月健診で時々目の合わない赤ちゃんがおり、それはおそらく母親が抱っこや授乳しながらスマートフォンを見ていることも関係しているのではないか。これはもう、小児科の中でもかなり憂いでいるところ。そこで、「出生直後から」のあとに、「赤ちゃんと目と目を合わせて」の文言を入れて、「授乳や抱っこ、話しかけなど」に続くようにしてほしい。これは愛着形成には欠かせないことなので、ぜひご検討をお願いしたい。

次に50ページの(4)の2つ目の○に、「乳幼児の発育・発達」とあるが、小児科では、発育というのは、子どもの成長発達をしていくことをいうので、「発育=成長+発達」であり、二重表現になることがあるため、「成長・発達」とするか、「発育」とするかのご検討をお願いしたい。

(会長) こういった表記などの細かなところも含め、お気づきのところをぜひご指摘いただきたい。

(委員) 前回の会議で、私の方から子どもからの意見表明権というところで意見させていただいた。参考資料3「委員からのご意見について」の5番がおそらく私が言ったところで、そちらを55ページ「I 3 (2) 豊かな心の育成」にまぜ込んでいただいたと記載があるが、「意見」も「表明」もどこにも出てこないので、どこかで「意見を表明する」という文言を入れてほしい。もちろん理念に入れているという解釈はしているが、文言できちんと記載していないと、県庁職員も異動等で変わっていき、引き継がれないというところもあるので、後のページで出てくるのもよくわかっているのだが、子どもの教育というところでも「意見表明権」について記載いただくようご検討いただきたい。

(事務局) 前回もご意見をいただきており、私どもとしては何となく入れたニュアンスになっていたつもりだったのだが、また、改めて考えさせていただきたいと思う。

(会長) 今①、②とあるので、もし、③として記載することがこの箇所になじまないのであれば、また考える必要はある。ただ、道徳教育というのは、1時間1時間の道徳科の時間だけではなく、道徳教育は、学校教育活動全体で取り組むのが基本的なので、道徳教育の充実の中に今の内容が入ってもおかしくはないと思っている。学校の教育活動全体において、子どもたちの意見表明を大切にしていくのだということが、どこかにあってもよいかとは思うので、そのあたりも含めてご検討いただきたい。

(委員) 48ページの「はじめの100か月の育ちビジョン」について、私は今、「はじめの100か月の育ちビジョン」の地域コーディネーターの勉強をしており、その中で、親自身のウェルビーイングも両輪ですごく大事とされている。母親のケアについてはたくさん書かれているのだが、「親自身のウェルビーイング」という言葉が、ぜひどこかに入っていることがすごく大事ではないかと思う。お母さんが幸せであれば、子どもの幸せにもつながる、という視点を盛り込んでいただきたい。

57ページの、居場所の部分について、子ども食堂などの運営を通じて、居場所は子どもの生活の近くにあることがすごく大事であると思うので、安全・安心して過ごせる場所、多くの場所を持つことも大事だが、生活の近くの歩いて行ける場所にあるということを記載していただきたい。

けたらと思った。

同じく、57ページの現状と課題の1つ目の○にある「相互に人格と個性を尊重しながら」について、これは「こどもが」なのであれば、こどもが居場所に行って、そういうふうに尊重することを強いられるとするならば、とても窮屈な感じがするので、これは「支援者が」なのかなとも思いながら、書きぶりは検討された方がよいと思った。

(委員) 2点お伝えしたい。1点目は、56ページ(5)「地域と連携した学びの推進」について、最後に「学校を核とした地域づくりを促進します」と書かれているのだが、「こどもまんなか」と言いながら、学校を核としたというところに少し違和感がある。ただ、文科省等が出しているもので、この文言があるので、そこから抜粋されたのかなとは思うのだが、他にも、地域とともにある学校など、いろんな文言があるので、何かこういった学校、当事者、地域などの表現がある方がいいなと思った。

もう1点が、57ページ(1)「こどもの視点に立った多様な居場所づくり」で、2行目にある、「NPO法人による」こどもの居場所づくりとあるのだが、私たち一般社団法人みたいなところが除外されているように感じるので、他のところでも使われている「等」という表現を使って、「NPO法人等による」としていただけたとありがたい。

(委員) 先ほどから委員の皆様の発言に関連するのだが、57ページ(1)「こどもに視点に立った多様な居場所づくり」のところと、67ページ(1)「遊びや体験活動の推進」の中に、多様な体験・交流活動、読書活動、文化芸術体験とある。67ページ以降はどちらかというと学齢期のこどものイメージで、57ページのところの居場所は、どちらかというと、就学前のこどもたちのイメージかなと私は捉えている。「切れ目ない支援」と言いながら、取扱いに切れ目がある印象を受ける。理想的なのは、こども食堂や子育てひろばに小学生が遊びに来て、そこで読書体験ができるような取組みだと思っている。

例えば、うちの子育てひろばにおいても、学齢期のこどもの図書のコーナーを置くなどして、学校の帰りに、ちょっと子育てひろばにやってきて、そこを居場所と感じられて、読書体験や芸術体験をするということも実際にある。つまり、一つの居場所がある中で、乳幼児期から、学齢期、そして青年期まで、さらに言えばもっと広く、地域のお年寄りまで含め多世代交流拠点として、そこに来て、みんなで交わるというのが究極の理想だと思う。ただ、おそらく担当課であるとかが別なので、こういう記載にはなってしまうのだと思う。

「居場所」の中に込められた想い、それはこれから人口が減り、こどもが少なくなる中で、様々な年代のこどもたち、多世代の人たち、さらに言えば妊婦も含めて、みんなで集まって、体験活動などができる場所、そんな居場所づくりが理想なんだろうと思う。

もう1点、51ページ(1)「地域の身近な子育て拠点を通じた支援の充実」のところの一番目に「かがわ子育てステーション」を挙げていただいている。かがわ子育てステーションを広げる、数を増やすだけでは、居場所が増えるわけではなくて、内容の充実というところが、非常に大事になってくる。力を入れて取り組んでいただいているが。予算がほとんどついてない居場所なので、ちょっと温度差が激しくなってくるだろうと思う。広げるとともに、内容が充実すれば、利用促進につながると思うので、内容の充実にも取り組んでほしい。

(会長) かがわ子育てステーションについては、量的な数値目標があって、それを達成してきたということで、次は質の充実という面で、計画にどこまで記載できるかもあるが、具体的に施策を

進めていく上で、そういう質の充実についても、あわせてご検討をお願いしたい。

(委員) 57 ページ (1) 「子どもの視点に立った多様な居場所づくり」について、「子ども食堂等の広報啓発や利用促進」のところで、誰に対しての広報とかを行うのかが少し気になった。例えば、保護者に広報を行うのか、学校や子どもたちに広報を行うのか、そういうところも記載されていたらよいと思った。

(委員) 76 ページの、「子どもの安全を確保するための活動の推進」について、(1) 「犯罪被害や性犯罪・性暴力から子どもを守る環境整備」は非常に大切なところだが、その中の最初の〇ので、「見守り活動等を行う地域住民や学校関係者、防犯ボランティアの活動支援により、地域で連携した防犯活動に取り組む」とあるが、この「防犯ボランティア」というのは、どういう方を対象にしているのか。私の頭に浮かんだのは、安心安全パトロールを行っている、いわゆる青パトであるとか、グリーンパトロールなど、そういういた隊員たちを指しているのかなと思っているだが、これは非常に大切なことだと考えている。

私は、三豊市で少年育成センターの運営委員をしており、その会議で聞いた話だが、安心安全パトロールはさぬき市が始めた取組みで、この取組みを何年かしているうちに、子どもに対する犯罪、例えば車に引っ張り込まれたり、声かけを受けたり、自転車の場合であればつきまといなどがかなり減ったということだったので、非常に重要な活動だと思っている。

こういったことから、もし防犯ボランティアというのが、安心安全パトロールを行っている、いわゆる青パトであるとか、グリーンパトロールのことを指しているのであれば、表現のところで、「安心安全パトロール活動等を行っている防犯ボランティア」という形で入れていただければ、はつきりすると思う。ただ、防犯ボランティアは、安心安全パトロールの活動だけではないと思うので、あとに「等」を入れていただきたい。

(事務局) 防犯ボランティアの活動については、さきほどおっしゃられたように、安全安心パトロールだけではなく、いろいろな活動をされていると思うので、どういった表現がいいか検討させていただきたい。

(会長) ボランティアがついているところでいうと、78 ページには「民間ボランティア」というのもある。また、それ以外にもボランティアという言葉があるので、そのあたりも含めて、委員から具体的な提案もあったので、それを含めてご検討いただきたい。

それでは次に、80 ページ「II 困難に直面する子どもへのサポート」のところをお伺いしたいと思うが、いかがか。ヤングケアラー、不登校の問題、児童虐待などが入っているところである。

(委員) 83 ページの、「障害のある子ども、医療的ケアが必要な子どもの支援」のところで、障害でなく、医療的ケア児でもなく、例えば白血病、小児癌、小児慢性特性疾患などの子どもたちのように、治療が必要で長期休まないといけない子どもたちは、義務教育の間はいいのだが、高校教育になると、休むと進級できないとか、退学を余儀なくされるなど、学びの保障がない子どもたちもいる。

香川県には、そうした子どもたちの支援をしている全国でもそんなに数の多くない取組みをしているN P O 法人などの団体もありますので、障害のある子ども、医療的ケアが必要な子ども「など」の支援ということで、少し含みを持たせていただき、そちらの支援も、もしかしたらいただけけるような形に書きぶりを直していただけるとありがたい。

- (委員) スクールソーシャルワーカーの活用事業の中に重点配置というのがあり、いじめ、不登校、貧困、虐待については重点的に配置することができるということになっている。いじめ、不登校の記載のところには、スクールソーシャルワーカーの文言が出てきているが、貧困や、虐待のところには出てきていない。実際のところ、貧困家庭を早期に発見し、早い段階で生活支援をしたり、福祉につないだりという動きもしている。虐待についても、学校で把握した事案への対応は、スクールソーシャルワーカーが中心になってアセスメントしているので、どこに入れたらいいかはわからないのだが、触れていただきたい。
- (委員) 81 ページの、「子どもの貧困の解消」で、困難に直面する子どものサポートということで、包括的に考えていくことはすごく大事なことだと思った。82 ページの下から 2 番目の◆「相談職員の資質向上などによる支援体制の強化」とあるがこれも大事なのだが、やはり必要な支援にきちんとつながるように、そしてそのあとどうなっていったかを見守つていけるような伴走者を育てていくこともすごく大事だと思っているので、「伴走型の支援者の確保につながるような研修」という視点も入れたらいいのではないかと思う。ぜひ、検討していただきたい。
- (委員) 92 ページの（2）の上から 3 つ目の○だが、「ひきこもり状態にある子ども・若者」と表現されているが、ひきこもりだけではない状態の子ども・若者も、居場所につながったり、支援者やサポーターとつながったりできるように支援していくらしいと思うので、表記を少し考えていただきたい。
- (会長) 表記について、例えば、「ひきこもり状態にある子ども・若者」の間に何か言葉を入れる、または、「等」を入れる、ということか。
- (委員) ひきこもり状態ということが、当事者からすると自分はひきこもり状態じゃないから、支援者につながれないんだ、居場所を利用できないんだっていうふうにとられると思うので、ひきこもり状態でなくても、子ども・若者はつながってきてもいい、というような表現がよいのではないかと思っている。
- (事務局) 一点お聞きしたい。決めつけてはいけないのだが、我々行政の支援の側から見ると、ひきこもりだなと思っている子ども・若者も、当事者からすると、ひきこもってないと感じている。そうなると、この「ひきこもり状態にある子ども・若者」というのが、そういった方にダイレクトに届くと、自分はひきこもりじゃないから対象ではない、という話になるということか。
- (委員) そういうこと。
- (事務局) 承知した。表記について工夫してみる。
- (会長) おそらく事務局が難しいと思っている点は、施策として考えていく際に、どうしても予算づけや、支援する際に使いにくいとか、対象にならない可能性もあるというところも考えた表現になっており、これは計画なので微妙なところであるが、計画にどこまで落とし込むか、この後の具体的な施策では、細かいところが必要だと思うが。
- (委員) 例えば、私の現場視点でいうと、私が実際に関わっているのは、虐待サバイバーの方とか、社会的養護を経験した若者たちなので、そういう方たちも、つながりをもちにくい子ども・若者だと思うので、なにかそういう方たちのための文言が入るといいなと思っている。
- (事務局) (2)「つながりをもちにくい子ども・若者」の表現であれば包含しているつもりなのだが、「ひきこもり状態にある」と書くと、そういう方への支援と捉えられるため、そういうただけではないということを表現したほうがよいということか。

- (委員) そういうこと。
- (事務局) この「ひきこもり状態にある」という言葉によってそう感じのか。例えば、「ひきこもり状態など、つながりをもちにくい」と並列にすればどうか。それでも感覚としては、ひきこもりに引っ張られると感じのか。
- (委員) 引っ張られると感じる。
- (会長) 趣旨としては、いろんなこどもを総体的にという表現がよいということだと思う。そのあたりも含めて、ご検討いただければ。
- (委員) 2点あるのだが、まず1点目は、89ページ(2)「不登校のこどもの支援」のところで、香川県でも香川県不登校児童生徒支援協議会などがあるので、ぜひそういった他機関との連携などの取組みも入れてもいいのではないかと思った。
- 2点目が、90ページ(3)「高校中退の予防、中退後の支援」のところで、私たちが運営している「かがわ若者サポートステーション」は、高校の中退の支援、中退後の支援の受け皿くなっているので、この後に出てくるこども・若者を支える仕組みの中にも、入れてはいただいているのだが、高校中退のところでも明記していただいた方が分かりやすいと思うので、検討いただきたい。
- (会長) 中退も含め様々な形で学校に行けない、行きにくいこども、特に不登校の問題は非常に大きく全国ニュース等でも報道されているが、小学生はこの10年間で約5.5倍、中学生は約2.2倍増ということで、今、大変大きな社会問題となっており、また学校もいろんな形で変わってきたいるのも現状だと思う。
- (委員) 90ページ(3)「高校中退の予防、中退後の支援」のうち、「心理や福祉等の専門家による教育相談活動」とあるが、これは何を指すのか。スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーということであれば、そういった記載の方が分かりやすい。他に何か心理職や福祉職がいるのかなと読めてしまうので。
- (会長) 心理というのは非常に幅広いので、明確に記載した方がよいということ。
- では、第3の方に移らせていただく。93ページ「III 子育て当事者を社会みんなでサポート」のところをお伺いしたいと思うが、いかがか。
- (委員) 病児保育について、育児支援のセーフティネットワークの一つという概念で入れていただき、ありがたい。96ページ一番下の◆病児・病後児保育事業の中で、「保育所等において」となっているが、ぜひここは「医療機関、保育所等において」としていただきたい。
- (委員) 100ページ「ひとり親家庭への支援」のところだが、先日、ひとり親家庭の全国のフォーラムがあり、そこで居住支援が特に話題に上がっていた。住まいは人権ということになる。この中には、住宅に困窮しているひとり親家庭等が県営住宅へ優先的に入居できることのみの記載になっているが、それだけではないと思っていて、民間賃貸へのサポートであるとか、その保証人のサポートなど、全国では様々な取組みがあり、そういったことがとても大事だというふうに挙がっているので、もう少し全国の取組みを見ていただき、強化されていかなければ、民法改正というところがあり、共同親権の部分にも引っかかってくることになるので、ぜひよろしくお願いしたい。
- あと、96ページの、「地域における子育て支援」について、私の取り方かもしれないのだが、現状と課題の2つめの〇のところで、「子育てについての不安や悩み、孤立感を感じる保護者

だけではなく、こどもを放任する保護者も増加しており」という表記が少しワクワクしないなと思っており、そこに至る経緯ということも鑑みて、表現を工夫した方がよいと思った。

(事務局) 今の委員のご意見というのは、「放任する」となると、虐待までつながってしまうという印象を受けるということか。

(委員) 「放任」がどこまで許容されるかということ。程度の問題。

子育て広場をやっていると、こどもをずっと見ている親も心配で、どちらかと言えばずっと見なくてもいい、例えるなら放牧みたいな感じで、みんなで守ろうという姿勢でやっているので、「放任」ということを課題とする表現だと、ずっと自分のこどもだけを見ていなければいけないということを指すように思えてしまって、気になった。

(事務局) 意図としては、バランスというか、入り込みすぎてもこどもにとっては負担であり、一方放任主義でもやはり問題があるというところで、後者の言葉だけが今残っている状態なので、検討させていただく。

(事務局) 委員の1点目について、全国の例も踏まえて、居住支援、例えば民間賃貸のサポートや保証人の支援などについて、検討してほしいというご意見があった。本県においても、ここに記載している県営住宅への優先入居や、自立支援の給付金の受給対象者の方に対しての家賃支援などはあるのだが、それ以外については、あまりできていない部分であると思っている。計画に記載するとなると、どこまで記載できるのかというところがあり、ご要望にお応えできない部分もあるかもしれないが、検討させていただきたい。

(会長) 3ページをご覧いただきたい。この計画にすべてを盛り込むことは当然難しいので、上から2つ目の○に、「本計画は、すこやか香川21ヘルスプラン、香川県地域福祉支援計画、かがわ障害者プラン、香川県保健医療計画、かがわ男女共同参画プラン、香川県教育基本計画、香川県修学前教育振興指針、香川県社会的養育推進計画などとの整合性を図り、連携を強化する」とあり、ここをもう一度確認しながら記載するということで、こども計画の中で細かく記載できないところは、具体的に別の計画の中でも、補完しているということで検討していただければと。

(委員) 100ページ「ひとり親家庭への支援」のうち、101ページ（3）「親子交流の推進と養育費に関する取決めの促進」のところで、親子交流も、父母からの合意がある場合に推進していくだき、2つ目の○の「養育費」の部分について、これが惜しいと思うのだが、「取り決めがなされるよう、周知を図ります」で終わっているのだが、これはもう1歩踏み込んで、「養育費がちゃんと支払われるよう促進します」というような、取り決めて終わるのではなく、離れて暮らしている親も、こどもの養育に関わりながら養育費を支払うというところまで、県の方で支援していただくのがゴールとして望ましいのではないかと考えているので、もう1歩先に進めないか、検討をお願いしたい。

(会長) 今、委員が発言されたところは、ちょうど法改正があり、より強化されていくところなので、話題にもなっており、可能であればというところだが。

(事務局) ご指摘のとおり、改正民法の施行を目前にして、そういう課題があるのは承知している。国においても、メニューの中で、取り決めがきちんと履行されるようにということで、公正証書を作る費用の補助等を設けている。

県内でも、市によっては、独自に実施しているところも承知しているが、県では今、それは

できていない状況である。課題と認識しており、考えていきたいとは思っているが、それを計画に記載できるかどうかというところは検討させていただきたい。

(委員) 以前、ひとり親家庭こども学習支援の方に携わっていたことを踏まえ、101 ページ(1)「ひとり親家庭の子どもの学習支援」について、学習習慣と記載があるが、そこに具体的に「宿題など」と入れると、もっとわかりやすいのではと思った。

また、私自身は家庭に訪問する個別型を実施していたが、グループで教える集団型でも気軽に活用できるパブリックな場所があるといいと思った。

また、ここの項目では情報発信という観点が欠けているのかなと思ったので、定期的な情報発信についても、記載できるか検討していただければ。情報発信も効果があると思っている。

(会長) 学習習慣を身につけることについては、おそらく宿題だけではないため、宿題だけにとらわれないようどう表現するかも含め、事務局も可能なところで、ご検討いただければ。

(委員) 100～101 ページの「ひとり親家庭への支援」について、現状と課題のところで、「NPO 法人等様々な関係者と緊密に連携」と記載しているが、本文では「NPO 法人と連携し、」と断定的に記載しているところがある。昨年度から県が NPO 法人と連携して、ひとり親支援に取り組んでいるが、子育て支援の現場でひとり親支援に取り組むときには、相談に乗ってもらうのは、社協さんが多い。社協さんもいろいろなプログラムに取り組んでおり、ひとり親になってからでなくひとり親になる前の相談も、幅広に子育て支援の現場で実施しているので、NPO 法人だけを記載せずに「NPO 法人など」のような広く解釈できる文言にしていただければと思う。

(委員) ひとり親家庭の支援に取り組む中で、支援があることと、届くこと・つながることは、全く別問題で、新しい制度を増やしてほしい気持ちはとてもあるけど、既存の支援の入口をわかりやすくするということがすごく大事だと思うので、そのあたりを意識して、もう一度見直していただけたらと思う。

特に 1 年やってみて、本当につながりきれてない部分もたくさんある中で、社協さんが地域に出向き、いろいろと動いていただいて、本当に頭が下がる思いなのだが、その制度をカバーするのは、やはり行政の窓口での支援で、ただ現状でも自治体によって、てんでバラバラでわかりづらいので、そこを整理するなど、今やっていることを工夫すればできることがたくさんあると思う。

なので、新しい制度を増やすことと両輪で、支援の入口をわかりやすくするということを意識していただけたらと思う。

(会長) 新しく施策と取り組むことも大事だが、今もうすでに取り組んでいること、ただ、それが本当に必要とする人に届いていない。その背景としては、やはり入口が複雑であったり、わかりにくかったりといろいろとあるので、今、委員が発言された支援の入口をわかりやすくするということ、たぶんこれは「Ⅱ 困難に直面することへのサポート」のところにも関わってくる。県民全体の様々な困り感やニーズに、県もいろいろと施策に取り組んでいる中で、その支援の入口のわかりやすさが、届くということにつながる・つながりやすいということで、ヒントもいろいろといただいたので、ぜひご検討いただきたい。

(委員) 98 ページの、「働きながら子育てをしやすい環境の整備」のうち、「自らの意思により、妊娠、出産、子育て期を経ても働き続けることを望む女性が、…」とあるが、この話は男女にか

かわらない話だと思う。確かに妊娠、出産は女性がするが、子育て期で仕事を辞めざるをえなかつた父親も、おそらく「職業能力の開発や雇用環境の改善」などが必要になるかなと思うので、表現を工夫できればと感じた。

(会長) 98ページ、「共働き・共育ての推進」について、男性の育児休業制度についての記載があつたりするので、両方の立場も踏まえ、ぜひご検討お願ひする。

そろそろ、I・II・IIIの全体で、言い残したことも含め、ご意見があれば。

(委員) 全体を通して、この施策を推進していく上で、肝心なのは、それぞれの自治体のそれぞれの担当者が、どれぐらい熱量を持って、現場のことを把握し、取り組もうとするかということだと思う。県ができることがあるが、やはり手出し口出して取り組むのは、自治体の担当者だと思う。

県の計画として、自治体の担当者にどれだけ火をつけるか。こども施策はたくさんメニューがあるが、自治体の担当者によっては把握していないこともある。

どれだけその現場に落とし込むかという、県の覚悟みたいなものを、どこが冒頭で示すのか、市町の担当者に勉強会などで熱量を持って伝えるのか、計画に記載できるかどうかも含めてわからないが、そこまで落とし込まないと現場に届かない。県の人がいくら言っても、自治体の人がちゃんとそれ以上に取り組んでもらわないと現場に届かない。いつも悔しい思いをするので、なにか県の計画に盛り込んでもらえないか、お伝えしたい。

(会長) 今日も自治体の方に参加いただきており、例えば、最後の指標のあたりなど、こういったことは当然、市町の協力を得なければ、指標の結果等も出てこないと思うので、先ほど委員が発言されたように、この計画が県民に届くためにも、市町の担当者の方にも伝えること、また市町の支援の入口がわかりやすくなるということ、これらはすべてに共通のことかと思う。なんらかぜひご検討いただくということで。

(事務局) 今、委員がおっしゃられたこと、実は9月県議会でも、市町を含めた関係機関との推進体制をどうしていくのかという質問があつたので、そこはまたいろいろと考えてまいりたい。あわせて、県の内部でも、こどものことは子ども政策推進局だけでということではなくて、様々な方面にわたる取組みとなるので、府内の推進体制、また県域での推進体制、こういったことがあわせてこれから考えていきたいと思う。

(会長) 先ほど冒頭、こどもたちにもわかりやすいような計画の広報や周知をしていくということで、市町の担当者も含め、ぜひいっしょに県民みんなで参加して進めていく、実現していくということにつなげていただけたらと思う。

それでは、I・II・IIIにかかわらず、計画全体を通してご意見があれば。

(委員) 43ページの出生数の反転について、少子化の局面を打開し、出生数減少の流れを反転させることを集中的にやるということで、ぜひ取り組んでいくべきだと思うが、一方、現実的に、いろいろな国のデータなどを見ても、非常に厳しい状況が続いている中で、この反転というこの意味合いをどのように捉えたらよいか、確認したい。

(事務局) 反転という言葉自体は、池田知事から最近強く言い出した言葉で、この前は「少子化局面の打開」だった。

ここ最近、出生数の減少幅が鈍化してきており、どこかで底を打ち、減少から増加へと流れが反転し、未来に向かって香川県が持続可能な地域となるためには、その流れがさらにぐっと

上昇局面となり、その後も、一定程度上昇をキープしていきたい、こういったことを我々としてはイメージしている。

(会長) 日本にもまして、2023年の韓国の合計特殊出生率が0.72ということで、韓国も今、国を上げいろいろなこと取り組んでいるが、なかなか結果につながらないという報道もあり、非常に悩ましい問題だと思うが、そのような趣旨でということで。

(委員) 全体を通して、今回から「若者」ということが計画に含まれてきているが、標記の問題として、「『こども』が発達の過程にあるもの」とされていて、全体を網羅されているとは思うが、「こども」、「若者」、「こども・若者」の使い分けで気になるところがあるのでお伝えしたい。

79ページの、「こども・若者の権利に関する普及啓発」の取組みについて、基本的にこどもの話で、若者の権利に関する内容がなかったことが気になった。

76ページの、「子どもの安全を確保するための活動の推進」の項目で、例えば闇バイトとかは、若者の方が比較的対象となってくるのではないか。非行防止とかも若者のほうが課題感としてあると思う。子どものことなのかなと、読む方にとっては違和感があるのではないかと感じた。

83ページについて、「障害のあるこども」とあるが、私たち一般社団法人で、障害者こどもだけではなく、18歳以降の方との関わりも多い中で、こどもだけでなく若者も、それぞれの障害や個性に応じて、地域で自分らしく暮らしていけるような取組みが必要なのではないかと思ったので、ここは「こども」に限らなくてもいいのではないかと感じた。

最後に、他の範囲でもいろいろ議論が出ているが、「連携」という言葉は多く書かれていて、非常に大事なことではあるのだが、連携の次の段階で、個人情報の壁がありにも高過ぎて、うまく連携が取れないという、次のステージの課題に直面している。教育と福祉との個人情報との連携や、行政間での個人情報の取扱い、教育間での職員情報の取扱いなどの連携が、必要なことはわかっているのだが、個人情報の取扱いで行き詰まっていることを、今の課題感として、お伝えしたいと思う。

(事務局) 連携するにあたって、一人のこどもを対象としたケースとして捉えたときに、どこまでその情報を把握できるかについては、そのこどもや保護者の周辺の情報量にもよるだろうし、例えば児童相談所の情報量、あるいは教育委員会の情報量、民間や一般社団法人、NPOも含めての情報量というところで、それぞれ差があり、ここで壁を一気に突破して共有するのは、なかなか個人情報保護法からも難しいところはある。

現在は、その情報の共有について、守秘義務をどう扱うかということもある中ではあるが、例えば児相の方でもいろいろなNPOの方々とも連携をしているところ。ただやはり、全部が全部できるのではなく、壁が多少はあるが、その中で、それぞれご理解いただきながら、それぞれできる範囲で連携を図っている。委員がおっしゃるような、一歩踏み込んだ支援をやっていく上では、どこをどうやったら突破できるのかを、引き続き、考えていかなければならないことだと思っており、現状と理想の支援という間のハードルとして認識している。

「こども」や「若者」の表記について、基本的には我々、「こども」は、「若者」も含めているというスタンスで記載しているが、今までの若者支援の計画などにあった取組みなどについて、よりわかりやすくなるように「若者」と表現したら、なおわからなくなったり、こういう状態だと思うので、どういう表現が適当か、ご指摘を踏まえ、わかりやすく表現できるよう

検討する。

(会長) こどもの定義について、あえて若者を強調したが、逆にわかりにくくなつた部分があるかもしれないということで、再検討していただければ。

(委員) 117 ページの、「こども・若者の意見聴取の取組み」のうちの表記について、「香川県こども・子育て支援会議の委員等にこどもや若者を登用し、」とあるが、大人が選んでここに連れてくるというようなイメージが強いので、「参画を促す」というような表現していただければと思う。

(会長) 公募して委員になっていただいたので、そこに合うような表現ということで。

(委員) 109 ページの乳児等通園支援事業について、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の中に、入っていない理由を教えていただきたい。

(事務局) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、こども家庭庁からも量の見込みや提供体制の確保について、記載するよう連絡があつたところ。

(事務局) 補足でお伝えする。ご質問の趣旨である、地域子ども・子育て支援事業の中に入つてないのかということについて、令和 7 年度に限つては、地域子ども・子育て支援事業の一つに含まれていたが、令和 8 年度から、新たな給付制度になつておつり、地域子ども・子育て支援事業からは外れているため、こちらに記載している。

(委員) 検証指標に入れられないか、ご検討いただきたいものがあつて、79 ページの「こども・若者が自分らしく意見を表明できる社会の実現」のところで、「児童養護施設や里親家庭等、…」について、県で数字が把握できるものがあるのではないかと思っている。

なので、こちらの検証指標の中に、アドボケイトが意見表明の支援として、施設や里親さんにどれくらい行つたのかということは、計ることができるとと思うので、検証指標に入れることをご検討いただけないかなと思った。

(事務局) 委員がおつしやつたアドボカシー事業については、社会的養育推進事業の方でも、指標・目標として掲げているため、数字はとれるため検証指標としてみていくことは検討したいと思う。

検証指標については、目標指標とのギャップを見ていくための参考としたいと考えておつり、目標指標の数値が、おそらく上がつたり下がつたりすると思うが、その際に施策の実施状況が、それぞれの検証指標に反映され、それらについて、目標指標の上下に影響があるのかないのかを検証して次の施策の取組みにつなげていこうという趣旨で考えている。

アドボカシー自体は、増やしていくことが当たり前の世界にならうかと思うので、数字をとつていく中で、どうやって目標指標との相関をとつていくか、このあたりをいろいろと考えながら検討していきたい。

(会長) 数字をとつて、それが上がればいいというだけの問題でもなく、難しい点はあるが、それも含めて検討していただくということで。

(委員) 今、現場では、こどもたちのオーバードーズやリストカットの問題もある。あとお母さんに関しては、もういっぽいいっぽいで、今日も「母親やめたい」とかショッキングなニュースもあつた。そしてそういうことは、本当に現場で起こつておつる。今日、資料を読み、皆さんのお話を聞きながら、もう待つたなしの状態が現場では起こつておつる。

思春期のこどもたちは、放つておくと自殺にもつながる。お母さんのいっぽいいっぽいの状

態をこれ以上放っておくと、虐待につながってくる。もうそれは紙一重の状態で、今も起こっている。

だから、それをどう現場と市町がつなぎ、市町と県がつないで、現実にもっと悪くならないよう、それを止められるのか、その子たちが本当に幸せになれるのか。本当に大丈夫なのかなと思っている。それぞれが連携して、危機的な状態を助ける、回避する、そういうことにについての考えを教えていただきたい。

(事務局) 委員ご指摘のとおり、そういう問題については承知している。現場と市町、市町と県との連携は重要だと思っている。

市町と児相との連携の課題については、一つは、スピード感である。どうしてもメールや電話での情報共有が主となり、時間的に問題がある。もう一つは、緊急度・重要度のアセスメントに差異があり、連携できていないことである。

そのため、昨年度から、DXを活用して市町と児相との連携がスムーズにできないかということについて検討している。

例えば、共通のグループウェアを導入して、チャットシステムを活用した即時のやりとりや、ファイル共有の有用性を検討している。また、市町も県も、多忙であるということも連携が進まない理由の一つであると考えられるので、例えば記録の作成など、AIの活用などで負担を減らすことも検討している。

そういう取組みについて、今、実証実験しており、可能であれば、来年度も引き続き市町を拡大しながらやっていく、先々では、共通のグループウェアを活用して、チャットシステムや、ファイルを共有できる仕組みを運用し、市町との連携を進めることができれば、支援が必要な方の発見から支援まで、よりスムーズに進むのではないかと考えているところ。

(会長) 委員から命に関わる危機的な話があったように、まず、県と市町そして支援が必要な方がつながっていくように、実証実験等もされ、取組みを広げていきたいというようなことで、ぜひ検討していただければと。

(委員) 検証指標について2点。

一つは★マークがついているものは、全国値のみで都道府県別データがない項目となっている。未婚者の平均希望子どもの数とか、夫婦の予定子どもの数とか、結局上がっても下がっても、全国の平均数値ということになるので、首都圏と随分差異がある中で、たぶん上がっても下がっても、香川県の成果というわけでもなさそうな気がするので、それを香川県の計画に入れる意図について教えていただきたい。

もう一つは、逆に文科省の調査、例えば子どもが学校に行くのは楽しいと思いますかに肯定的に回答する児童の割合など、これは、全国的に香川県の子どもがどの位置にあるのか、ということが、たぶんわかると思う。ここに書くか書かないかは別として、例えば「自分にはよいところがあると思いますか」に肯定的に回答する児童の割合について、香川県の中で上位なのか、または全国の下位なのか。もし下位だとしたら、そういう取組みを計画にしっかりと反映させないといけないと思うので、全国でどのぐらいとかあればわかるといいと思う。

(事務局) まず、全国値のみの件について、国勢調査等の大規模な調査でなければ、なかなか把握ができないという形のデータとなる。平均理想子ども数も、アンケートをとるというようなことをしていると思うが、香川県のデータをとるということは、なかなか難しいと考える。

ただ、おそらく、「動き」や「傾向」ということで言えば、全国的に下がる傾向にあるのに、香川県だけが上がる傾向にあるようなデータではないだろうということで、全国の数値も見ていきながら、というように考えている。

次に、文科省の調査について、教育委員課の所管ではあるが、こちらで知っている限りで言えば、全国から見たらたしかに低い。ただ、年を追って見てみると、その伸びは他県に比べて伸びている。

香川の教育というのは、そういう面で見れば、上向きには確実になっているということは、教育委員会からも聞いているところ。なので相対的に低いというところでスタートして上向きに上がっていくことと、相対的に全国の上位であることがいいということ、なども勘案しながら、別途検討していくべきだろうと思う。

加えて、今までは、「楽しいと思いますか」とか「良いところがあると思いますか」といったことを、自己肯定感というふうに捉えていたが、それは117ページでは、もっと広く、良いかどうかは別にして、大事に思えるか、ここを自己肯定感として我々としては捉えていきたいと考えている。

(委員) 改めて見返してみて、「L G B T Q」というところが、一切表現がなく、全国のこども計画を全部見てるわけではなくわからないが、計画の中でどこかに含みがあるのか。

制服のジェンダーレスなども進んでいる中で、こども・若者の計画を考えたときに、その表記がないのは違和感があったので、教えていただければ。表現を盛り込むこともご検討いただけることがあれば。

(事務局) 71ページに、おっしゃるようなはっきりとL G B T Qという言葉はないのだが、「こども・若者の可能性を広げていくための男女共同参画の推進」の中で、こども大綱での表現なども勘案しつつ、盛り込んだような形をとっている。

(会長) 固定的な性別役割分担意識にとらわれるというようなところで、ご検討いただくことで。県の教育基本計画などには入るとは思うが、こども計画で可能かどうかも含めて。それでは、まだご意見いただいている委員の方もぜひ。

(委員) 前回の会議での性犯罪についての意見、性犯罪が起こってからの対応でなく、そうならないように守っていく、という観点を反映していただきありがたい。

52ページの「幼児教育・保育人材の育成・確保」のところで「保育士人材バンクの活用」がどういうものかを教えていただきたい。課題にもあるように、保育士の確保は現状とても難しくなっている。その一方で、満3歳児クラス活用等の促進、本当はしたいけれども保育者が確保できないため、現場としては苦慮しているところ。そのあたりも含め、教えていただければと思う。

(事務局) 保育士人材バンクは、香川県では社会福祉協議会に委託し、福祉の方々の求人と人材をマッチングする福祉人材センターというような場所があり、そのうち保育士に特化したもの。保育に関する求人をいただき、保育士、潜在保育士、あるいは学生から保育士になられる方をマッチングするような取組みである。

(委員) 認定こども園化が進んでいる中、保育教諭もそれに該当するということでよいか。

(事務局) 保育教諭も該当する。

(委員) 就労支援を主に取り組んでいるが、81ページが少し気になった。○と◆の関係が合ってい

ないのではないかと思った。

具体的には、例えば、「保護者の就労安定は家庭の経済基盤に直結するため…」の文脈で、具体的な取組みが、「民間との連携等による職業訓練」で、職業訓練が急に出てきた。

ほかにも、「保護者の安定的な経済基盤を確保するため…」の文脈で、「職業生活の安定と向上に資するための就労支援を行う」、にもかかわらず、具体的な取組みが、「環境整備の充実」というのが、よくわからないなと思った。

(事務局) ご指摘ありがたい。ご指摘を踏まえ、書き方を工夫し、適切な形に修正する。

(委員) 前回の会議で話したことについて、反映をしていただきありがたい。

97 ページの「家庭教育支援の推進」というところ、「保護者が、子どもの発達段階に応じたかかわりができるよう、様々な機会を通じて…」という中で、ほかの項目でもそうだが、様々な機会というのは、学校と連携するのかなんのか具体的に知りたいということと、「親育ち」の観点も含め、◆の具体的な案についても堅いイメージがあるので、やわらかい、分かりやすい表現になればいいと思う。

子ども向けのやさしいバージョンをつくるということについて、大人でも分かりにくい人たちもいらっしゃるかなと思うので、とてもいいと思った。

(委員) 前回の、家庭教育が崩壊していて、家庭教育のことをしっかりしてもらいたいという話からも、「家庭教育支援の推進」で丁寧に記載していただいており、ありがたいと感じている。

(委員) 県内企業の男性育休取得率を伸ばすという取組みを進めているという話をした中で、98 ページの、現状の課題の、県内企業の育児休業制度男性の利用率は1割を下回ってはいるという話はショックで、先日の全国の発表でも 40%を超えたという中で、香川県では1割下回っているというのはショックだと思いながら、一方で、121 ページの検証指標では、男性の育児休業取得率が 19.7%となっており、整合性を確認してもらえばと思う。

議論を聞かせていただく中で、前回の会議で、坂出市が進んだ少子化対策を取り組んでいたというお話をされていて、私は県内どこに住んでも同じようなレベルでやってほしいとずっと思っており、県と市町の連携ということについて、連携とは、市町に人材を派遣するとか、あるいは資金的な援助をするとか、システム開発を協力するとかなど、前向きというか、実行力を持った連携と捉えていいのか、連携といったときに、単に相談に乗っているだけなのか、もう少ししっかりとやっていくというイメージが入っているのか、そのあたりを教えていただきたい。

(事務局) 施策や事業を全県下で進めていったり、広域的に進めていったりとなると、県が主体となって進めていく。一方で、子ども施策の事業主体はやはり市町が主である中、それぞれの地域のニーズなどもあり、そういった状況に応じて、県と市町が連携する力点のようなものは違ってくるのだろうと思う。

そういった中でも、一定程度連携を進めていただくためには、県が補助をすることもあれば、人の派遣についても、市町からは様々な分野で要望があり、例えば児童福祉分野で言えば、子ども家庭センターを各市町で来年度までに作っていただく中で、児童虐待などの対応について、市町も取り組んでいただいているものの、やはり専門性について県ほどはない。こういった場合には、伴走型の支援として、県と市町の担当者がいっしょに同行するなどの取組みを実施している。

連携は、そういった実行力をもつことも視野に入れて取り組む必要があると考えている。

(会長) 男性の育児力ということで、9月19日のある住宅メーカーの発表では沖縄県2年連続1位と。香川県はこの発表「男性育休白書2025」では、45位から順位を上げて37位になった、岡山県が2位というふうに新聞公表されていた。委員のおっしゃるように、ぜひ少しづつでもアップしていくということで。

(委員) 令和8年度からの給付事業としての「こども誰でも通園制度」が、どのような形で保育所、各市町におりてくるのか。就学前のこどもを、どういった形で受け入れていくのか、この機会に教えていただければと思う。

(事務局) 令和8年度の本格実施に向けて、各市町の方で準備しているところで、条例制定については12月議会に上程予定で鋭意作成中と聞いている。

令和8年度の実施に向けて、だいたい11月頃から、各市町から、各保育施設に対して通知するというスケジュール感で動いているが、もう少し遅れるかもしれない。

ただ、やはり保育士の確保や収益が上がるかというところに課題がある中、なかなか実施施設が増えていないという状況もあり、事前に市町の方からは、各施設に調整していただいているのかなと思う。実際、各市町最低1つは実施するよう義務づけられているので、各市町とも少なくとも1～2園は確保していただく形で進んでいると考えている。

(委員) 現場でも、自分の園での受入れが必要なのか、その場合のより具体的な受入れ方法や人員配置なども検討が必要ではという心配が挙がっているが、今のお話からは、各市町1～2園という方向で進んでいるということで、理解した。

また、「はじめの100か月の育ちビジョン」ということもあまり聞いたことがなく、一般的に周知されているものなのか。

(事務局) 「はじめの100か月の育ちビジョン」について、こども家庭庁から発出されており、現状、県としてパンフレットを作成するといった具体的な発信はしていない。今後、このこども計画に盛り込むなど、県としても周知していくことは重要だと思っている。ただ、現時点では積極的な周知ができておらず申し訳ないが、こども家庭庁の情報も含め、改めて周知したい。

(委員) 118ページの保育所等利用待機児童数について、令和7年4月1日で1人となっているが、それ以降は把握しているのか。

(事務局) これはあくまでも4月1日の年度はじめの数字ということで、10月以降も集計している。なお、年度途中の待機児童は発生しているという状況である。

(会長) 統計処理上で、現時点とは異なることもあり、その後の変化もありつつも4月1日時点でいくということで、最新時点に差し替えるということではないと。

また、1人ではないということは、県は当然把握しているけれど、ということで。

(委員) 最後の最後にどうしてもねじ込みたいと思い、発言したい。こども大綱も確認したところ、「社会的養護経験者」ということも、やはりどうしても、香川県こども計画にも入れてほしい。「困難に直面することへのサポート」の中で、「社会的養護経験者等に対する支援」ということを。こども大綱の中には、「社会的養護の経験はないが、同様に様々な困難に直面している若者についても支援の対象として位置付けて支援に取り組む」と記載されており、ぜひこの「社会的養護経験者」という言葉を入れほしいと思う。

(会長) 事務局も社会的養護経験者について、ぜひご確認いただいてご検討いただければ。

また今後も読み直していく中で、表記のことや誤字脱字などまた事務局の方にご連絡いただければと思う。

それでは、皆様からご意見いただき、予定していた議事はすべて終了となったので、事務局からその他連絡事項があれば。

(事務局) 会長もおっしゃったとおり、この場でご発言いただいた以外にも、また計画を見ていただきて、できれば早めに、ご指摘等があればご連絡いただきたい。

次回の会議開催について、皆様のご意見を反映し、資料等も追加して、パブリックコメントも経た、計画案として作成する。来年1月下旬から2月上旬頃に集まっていただき、開催したいと考えている。

(事務局) 最後に御礼を。様々なご意見ありがたい。

福祉を所管するものとして、各方面で目配りをして記載したつもりではあるが、現場の方々から見るとやはりまだまだ足りず、ご指摘をたくさんいただいた。いただいたご指摘も踏まえ、今後、文言修正や加筆すべきことなどをしっかり検討してまいりたい。

以上